

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年 葉
山町条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

平成 30 年 2 月 13 日提出

提出者	葉山町議会議員	待 寺 真 司	印
賛成者	葉山町議会議員	笠 原 俊 一	印
	同 上	横 山 すみ子	印
	同 上	金 崎 ひ さ	印
	同 上	近 藤 昇 一	印
	同 上	窪 田 美 樹	印
	同 上	鈴 木 道 子	印
	同 上	畑 中 由喜子	印
	同 上	土 佐 洋 子	印
	同 上	石 岡 実 成	印

提案理由

平成29年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に伴う町の改正の動向を勘
案し、議員の期末手当の支給率を改めるため提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年葉山町条例第200号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

条例の概要

題 名

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

平成 29 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に伴う町の改正の動向を勘案し、議員の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内 容

期末手当の支給月数を次のとおり改正することとした。

	現行		平成 29 年 12 月 1 日 適 用		平成 30 年 4 月 1 日 施 行
6 月期	2. 075 月		2. 075 月		2. 125 月
12 月期	2. 225 月		2. 325 月 (2. 225 月)		2. 275 月
年間計	4. 3 月		4. 4 月		4. 4 月

※ () 内は支給済月数

3 施行期日等

- (1) この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、平成 29 年 12 月期に支給する期末手当に係る改正規定は平成 29 年 12 月 1 日から適用することとした。
- (2) 改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払いとみなすこととした。

【第1条】葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (H29.12.1 適用)

改 正 案	現 行
(期末手当の額及び支給方法) 第6条 6月1日及び12月1日(以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する町議会議員には期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職等によりその職を離れた者(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。 3 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。	(期末手当の額及び支給方法) 第6条 6月1日及び12月1日(以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する町議会議員には期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職等によりその職を離れた者(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。 3 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

【第2条】葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (H30.4.1 施行)

改 正 案	現 行
(期末手当の額及び支給方法) 第6条 6月1日及び12月1日(以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する町議会議員には期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職等によりその職を離れた者(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。 3 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。	(期末手当の額及び支給方法) 第6条 6月1日及び12月1日(以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する町議会議員には期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職等によりその職を離れた者(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。 3 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。